

# 美咲町共同募金助成公募要領

## (令和2年度申請 令和3年度配分)

社会福祉法人岡山県共同募金会 美咲町共同募金委員会

### (1) 助成目的

共同募金の助成を受けようとする団体等が、自らの活動の趣旨や目的に対しての事業を計画し実施することにより、対象者のふれあい交流・社会参加の促進や住民への啓発、地域の活性化等の効果を実現し、「誰もが安心して生活できる住みよいまちづくり」を推進する事業に対して助成することを目的とします。

### (2) 助成対象団体

助成対象となる団体は、美咲町内に所在し、地域住民を対象に自主的・自発的に地域福祉活動を行う福祉団体、ボランティア団体、NPO法人及び各種民間福祉施設・団体などで、共同募金の趣旨について理解し、共同募金運動にも積極的に参画・協力する団体とします。

### (3) 助成対象事業

次に掲げる事業で、年度末までの間に実施・完了する事業を対象とし、事業についてヒアリングを行う場合があります。

- ① 対象者に対して実施する交流事業や小地域福祉活動支援事業
- ② 対象者の日常生活自立支援及び社会参加促進援助活動事業
- ③ 子育て支援や児童の健全育成に関する事業
- ④ 住民への啓発活動事業
- ⑤ その他、福祉に関する諸事業

### (4) 助成の対象としない事業

- ① 市町村からの委託・補助事業を受けての事業  
但し、幅広い独自の地域福祉活動については助成の対象とする。
- ② 当事者やその家族が主たる構成員と成す団体が当事者のために行う活動
- ③ 事業実施に十分な資金を有すると認められるなど、助成金以外の財源で実施可能と認められる事業
- ④ 助成目的にあてはまらなるとみなされる事業

### (5) 助成の対象とならない経費

- ① 飲食費またはそれに類するもの
- ② 人件費（時給・日給等）に類するもの
- ③ 団体全体の運営費（事務費等）に類するもの
- ④ 研修旅行費・大会参加費等
- ⑤ 使用頻度の低い器材等の購入費

### (6) 助成額

助成額は、実施しようとする事業にかかる経費の3/4以内とし、1万円以上20万円以内とします。

### (7) 助成回数等の制限

- ① 事業の助成は、1団体につき1事業とします。同一団体については、原則3年以内とします。  
なお、連続して助成を受けた後は、次の助成まで3年は空けることとします。
- ② 器材等の購入への助成は、同一団体に対し原則として1回限りとします。
- ③ 過去の助成状況も対象期間とします。

(8) 応募方法

所定の助成申請書に関係書類を添付し、美咲町共同募金委員会（美咲町社会福祉協議会内）に提出してください。

(9) 募集期間

令和2年10月1日（木）から令和2年12月23日（水）まで

(10) 申請の手続き～決定～交付式～事業完了報告書の提出までの流れ

① 申請の手続き

「助成金交付申請書」及び事業、予算計画書（各団体独自の様式でも可）を提出

② 美咲町共同募金委員会にて助成可否及び金額決定後、申請団体へ助成可否通知及び決定団体へ「助成金交付請求書」を送付

③ 請求書提出により「助成金交付書」及び助成金交付（助成交付式にて交付予定）

④ 事業完了報告書の提出

事業完了後、事業実施報告書（各団体独自の様式でも可）を提出

※申請書及び報告書等に記載された個人情報 は適切に取り扱い、許可無く第三者に提供しません。

(11) 審査選考

① 審査委員会

配分助成審査は、審査委員会によって行い、令和3年3月末日までに配分助成の採否を決定します。但し、審査の結果、配分助成金額が要望額より減額される場合があります。

（審査委員会で決定後、共同募金運営委員会に答申し、承認後決定の流れです）

② 審査委員

審査委員は9名とし、地域の民意を公正に反映する者とし、共同募金寄付者の代表者、社会福祉関係者、学識経験者等で構成しています。